

会議録第 6 号 (15 の 6)

五戸町議会第 6 回臨時会会議録

平成 24 年 7 月 30 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第6回臨時会会議録

目次

ページ

□7月30日（月曜日）第1号

招集告示	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局出席職員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
開会宣告・開議	3
諸般の報告の朗読省略	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第56号から議案第58号まで一括議題	3
提案理由説明（町長 三浦正名君）	3
質疑・答弁・質疑終結	4
委員会付託省略・討論（なし）	7
採決（原案可決）	7
町長あいさつ	7
閉会宣告	8
署名	9

巻末掲載

第5回臨時会閉会（6月29日）以後の諸般の報告（11）	11
-----------------------------	----

五戸町議会第6回臨時会会議録

五戸町告示第65号

五戸町議会第6回臨時会を平成24年7月30日五戸町役場議場に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成24年7月25日

五戸町長 三浦正名

- 1 工事請負契約の締結について（五戸小学校校舎改築工事）
 - 2 工事請負契約の締結について（町営住宅ひばり野団地建設（7-1工区）工事）
 - 3 工事請負契約の一部変更について（五戸小学校C棟等解体工事）
-

議 事 日 程 第 1 号

平成24年7月30日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議案第56号から議案第58号まで (町長提出)
-

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第56号から議案第58号まで (町長提出)
-

○ 応招議員 18名

○ 出席議員 18名

議 長	和田寛司君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保均君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
7 番	川 崎 七 保 君	8 番	若 宮 佳 一 君
9 番	尾 形 裕 之 君	10 番	松 山 泰 治 君

1 1 番	川 村 浩 昭 君	1 2 番	沢 田 良 一 君
1 3 番	古 田 陸 夫 君	1 4 番	三 浦 專 治 郎 君
1 5 番	中 川 原 賢 治 君	1 6 番	中 里 公 志 郎 君
1 7 番	柏 田 雅 俊 君	1 8 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 竹 原 正 悦 君 調 査 班 長 小 野 寺 克 仁 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町	長	三 浦 正 名 君	副 町 長	鳥 谷 部 禮 三 郎 君
総 務 課 長	佐 藤 久 治 君	建 設 課 長	山 部 潤 治 君	
会 計 管 理 者	橋 正 君			
教 育 委 員 会				
教 育 長	高 橋 正 之 君	教 育 課 長	小 村 光 明 君	

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第6回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（11） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において根森隆雄議員、鈴木繁盛議員及び川崎七保議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「議案第56号から議案第58号まで」の3件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第56号及び議案第57号は、工事請負契約の締結についてであります。

五戸小学校校舎改築工事に当たり指名競争入札の結果、清水・大山特定建設工事共同企業

体と14億6,370万円で、また、町営住宅ひばり野団地7-1工区建設工事に当たり、株式会社大西工務店と7,397万2,500円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第58号は、工事請負契約の一部変更についてであります。

五戸小学校C棟等解体工事に当たり、工事に伴う足場等仮設費の減額、交通誘導員の減員などにより、当初請負金額より54万2,850円の減額となる6,035万7,150円で変更契約を締結するものです。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。締結理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大久保均議員。

○3番（大久保 均君） 議案第56号について、3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目ですけれども、この小学校の改築工事でありますけれども、分離発注できなかった理由、2点目は、この企業体の工事費の対比ですか、何対何の割合になるのか、もし公表できるのであれば、次に、最低制限価格があるのかなかったのか、あるとすれば何%に設定しているのか、これについても公表できない面もあると思いますので、その3点をお聞きいたします。

以上です。

○議長（和田寛司君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久治君） 大久保議員の御質問にお答えいたします。

3点ほど御質問がございました。

まず、1点目でございます。分離発注できなかったのはどうしてかという理由でございますけれども、今回の工事の発注に際しましては、工期の問題からいきまして、建築本体、電気、機械等一括のほうがよろしいという判断、そして、もう1点でございますけれども、解体工事もそれに含まれてございますので、一括発注がよろしいということで判断して分離発注してございません。

2点目につきましては、出資率の関係でございます。これは、五戸町特定建設工事共同企業体取扱要領に書いてございまして、出資比率の上限は、2業者の場合は、出資率の構成員

の上の者は50%以上ということになってございます。

それから、最低制限価格でございますけれども、最低制限価格につきましては設定してございます。ただ、五戸町最低制限価格制度要綱の内規によりまして、価格については公表しないということになってございますので、大変申しわけありませんが、この場では公表できませんことをおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありますか。

尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） 今、お話をお伺いして、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、出資比率のことなんですが、下請が要するに50%以下、だって上部が50%以上だから下請と言わないの。何と言うの。

（「共同企業体の」と呼ぶ者あり）

○9番（尾形裕之君） 共同企業体、そうか、上位と下位とあるの、その辺もよくわかりませんので御説明いただいて、その50%以上とか以下とかというのは、どなたがそのあたり決めるものなのかお知らせいただきたいと思います。まず、そこからお願いします。

○議長（和田寛司君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久治君） 出資比率の関連の御質問でございます。

代表者となる構成員は、最大かつ50%以上ということで、先ほど大久保議員の御質問にお答えいたしました。

そして、その他の構成員となるべき業者の場合は30%以上となっております、下限がです。ですから、これはあくまでも、今、入札でとりました清水・大山建工共同企業体さんのほうで出資率は決めるわけでございますので、この要綱から追っていきますと、70対30というのが一つの目安ではなかろうかと思われま。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。

その70対30は、要するに間があるわけですね。間というんですか、最低が70対30ですから、最高が50対50と間があるわけですね、51対49かわかりませんが、それはどなたが決めるんですか。指定できないものですかね。よくこれわからないのでちょっと教えていただきたいんですが、それと、私、小学校で思ったのが、解体のほうも含めてこれ17億にな

と思うんですが、全部で大体30億ぐらいだったなと思っているんですけども、あと抜けている部分はどういうふうになっているのか、その辺もお知らせいただきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久治君） 先ほどの出資率でちょっとわかりにくい御説明をしていたかと思えます。代表者の出資率は、その他の構成員のうちで上になる者が50%以上は出しなさいよということでございます。ですから、先ほど私が言いました上限の者が70は出せるわけでございますので、その他の構成員は30でいいということになります。このお答えでよろしいでしょうか。

それから、先ほどの全体事業費に対して、今の工事費並びにC棟解体工事等を足しても工事費、当初の計画に足りないんじゃないかなろうかというお話でございますが、もう一つ体育館の発注が残ってございますので、今年度中の発注ということで教育課からは話を承っております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） 御質問させていただきたいと思えますのは、70から51の間、それから30から50の間をどなたが決めるのかという、町のほうで勝手に決められないものなのかということがまずお聞きしたかったことです。

それから、体育館のほうというお話あったんですが、体育館も、そうしますとこういうふうに、何というんですか、企業体、2者の企業体とかというふうになっていく方向で進めていかれるのかどうなのか、その辺もお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（和田寛司君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久治君） 出資率のパーセンテージの割合の決定でございますが、これにつきましては、ただいま受注されました業者がパーセンテージを決めるものであって、町が決めるものではございません。

それから、もう1点でございます。体育館の発注に当たって、また、このような特定建設工事共同企業体なるものを組むのかという御質問だと思います。まだ白紙の状態でございますので、この場においてはお答えできかねますのでよろしくお願いいたします。

○議長（和田寛司君） 尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。

では、体育館のときになりましたら、早目に全員協議会でも開いていただければありがた

いなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第56号から議案第58号まで」の3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第56号から議案第58号まで」の3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第56号から議案第58号まで」の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第56号から議案第58号まで」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第56号から議案第58号まで」は原案のとおり可決されました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

町長からごあいさつがあります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました諸議案につきまして御審議をいただきました結果、いずれ

も原案のとおり御決定を賜りありがとうございました。

まことに簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。

[町長 三浦正名君 降壇]

○議長（和田寛司君） これにて五戸町議会第6回臨時会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和田 寛 司

会議録署名議員 根 森 隆 雄

会議録署名議員 鈴 木 繁 盛

会議録署名議員 川 崎 七 保

第5回臨時会閉会（6月29日）以後の諸般の報告（11）

1 6月29日議長は、同日招集の第5回臨時会の付議事件を全部議了し即日閉会した旨、町長及び教育委員会委員長に通知した。

1 6月29日議長は、第5回臨時会の会議の結果を地方自治法第123条第4項の規定により町長に報告した。

1 7月2日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成24年7月6日（金） 午後4時

場 所 五戸町役場 3階会議室

案 件 議会広報 第4号の編集について

1 議員派遣の報告について

7月13日県下町村議会議員研修会に参加した議員から、次のとおり議長に報告があった。

出席議員 和田寛司、大沢 博、大久保均、高山浩司、根森隆雄、鈴木繁盛、川崎七保、若宮佳一、尾形裕之、松山泰治、古田陸夫、三浦專治郎、中里公志郎、柏田雅俊、三浦俊哉

日 時 平成24年7月12日（木） 午後1時30分

場 所 青森市（青森市民ホール）

報告概要 「これからの政局・政治のゆくえ」と題して、時事通信社 解説委員 田崎史郎氏を講師に招き講演が行われた。

1 7月19日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成24年7月24日（火） 午後4時

場 所 五戸町役場 3階会議室

案 件 議会広報 第4号の編集について

1 7月25日町長から、五戸町議会第6回臨時会を来る7月30日五戸町役場議場に招集した旨の通知書を受理したので、議長は即日これの参集を各議員に通知した。

1 7月25日町長から、第6回臨時会に付議する次の事件が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第56号 工事請負契約の締結について
(五戸小学校校舎改築工事)

議案第57号 工事請負契約の締結について
(町営住宅ひばり野団地建設（7-1工区）工事)

議案第58号 工事請負契約の一部変更について

(五戸小学校C棟等解体工事)

1 7月25日議長は、地方自治法第121条の規定により第6回臨時会に出席するよう、町長及び教育委員会委員長に要求するとともに、その委任または囑託を受けた者の職氏名を速やかに通知くださるよう依頼した。

1 7月25日町長及び教育委員会委員長から、第6回臨時会における説明のため委任した者の職氏名は次のとおりである旨の通知書を受理した。

副 町 長 鳥谷部 禮三郎 総 務 課 長 佐 藤 久 治

建 設 課 長 山 部 潤 治 会 計 管 理 者 橋 正

教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 正 之 教 育 課 長 小 村 光 明

1 7月25日議長は、町長から次により依頼のあった議員全員協議会の開催を各議員に通知した。

日 時 平成24年7月30日(月) 臨時会閉会后

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案 件 (1) 県道五戸六戸線番外地(盛立部)区間の危険箇所解消に向けた道路整備について(第3回目)

(2) 五戸町病院事業の実施状況について

1 7月25日監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

随時監査の結果について

1 7月26日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査について(6月分)